

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 市選挙管理委員会	
○ 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部改正【行政委員会事務局選挙課】	2

北九州市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月15日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新 上 健 一

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程（昭和38年北九州市選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

第 ○ 号	○年執行○○選挙	自 動 車	選 挙 用 船 舶	（ 拡 声 機 ）	北九州市選挙管理委員会	印	候 補 者 氏 名
-------------	----------	-------------	-----------------------	-----------------------	-------------	---	---------------------------

備考

- 1 地色及び文字の色は、選挙の都度、委員会が定める。
- 2 拡声機用表示は、自動車及び船舶用表示とは、別個に調製するものとする。

別記第 6 号様式中「○月○日」を削る。
別記第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

第 ○ 号	○年執行○○選挙
(党派)	(氏名)
街頭演説	
北九州市選挙管理委員会	
印	

備考 地色及び文字の色は、選挙の都度、委員会が定める。

別記第9号様式中「〇月〇日」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 地色及び文字の色は、選挙の都度、委員会が定める。

別記第10号様式中「〇月〇日」を削り、同様式の備考を次のように改める

。

備考 地色及び文字の色は、選挙の都度、委員会が定める。

別記第14号様式を次のように改める。

第〇号	（政党その他の政治団体名）
〇年執行〇〇選挙	
政治活動用自動車	
北九州市選挙管理委員会	
印	

備考 地色及び文字の色は、選挙の都度、委員会が定める。

別記第16号様式の2中「〇月〇日執行」を「執行」に改める。

付 則

この告示は、令和6年10月15日から施行する。